

# 特定小型原動機付自転車運転者講習に関する事務取扱規程

令和 5 年 6 月 2 9 日

福井県公安委員会規程第 1 3 号

特定小型原動機付自転車運転者講習に関する事務取扱規程を次のように定める。

特定小型原動機付自転車運転者講習に関する事務取扱規程

目次

第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）

第 2 章 受講命令に関する事項（第 3 条—第 5 条）

第 3 章 講習の実施に関する事項（第 6 条—第 14 条）

第 4 章 雑則（第 15 条）

附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この規程は、道路交通法（昭和 3 5 年法律第 1 0 5 号。以下「法」という。）、道路交通法施行令（昭和 3 5 年政令第 2 7 0 号。以下「令」という。）及び道路交通法施行規則（昭和 3 5 年総理府令第 6 0 号。以下「規則」という。）の規定に基づき、福井県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が行う特定小型原動機付自転車運転者講習に関する事務手続に関し、法、令及び規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 受講命令 法第 1 0 8 条の 3 の 5 第 1 項の規定による特定小型原動機付自転車運転者講習の受講命令をいう。
- (2) 講習 法第 1 0 8 条の 2 第 1 項第 1 5 号に規定する特定小型原動機付自転車運転者講習をいう。
- (3) 危険行為 法第 1 0 8 条の 3 の 5 第 1 項に規定する特定小型原動機付自転車危険行為をいう。
- (4) 命令した旨の通知 受講命令を決定した都道府県（方面）公安委員会（以下「命令公安委員会」という。）から被命令者の住所地を管轄する都道府県（方面）公安委員会（以下「住所地公安委員会」という。）に対して行う命令を決定した旨の通知をいう。
- (5) 命令執行依頼 命令時における被命令者の住所地が命令公安委員会の管轄区域内にない場合において、命令公安委員会が、その者に対する特定小型原動機付自転車運転者講習受講命令書（規則別記様式第 2 2 の 1 1 の 3 の命令書をいう。以下「受講命令書」という。）の交付を住所地公安委員会に依頼して行うことをいう。

第 2 章 受講命令に関する事項

（受講命令書の交付）

第3条 受講命令に当たり、受講命令書を交付する際には、被命令者から特定小型原動機付自転車運転者講習受講命令書受領書（別記様式第1号）を徴するものとする。

2 被命令者の所在が不明であるなど、受講命令書を交付することができないときは、受講命令書を公安委員会において保管しておき、所在が判明するなど受講命令書を交付することができるに至ったときに備えるものとする。

（命令した旨の通知及び命令執行依頼）

第4条 住所地公安委員会が命令公安委員会と異なる場合は、命令した旨の通知を行うものとし、命令公安委員会の管轄区域に被命令者の勤務地があるなどのため、被命令者が命令公安委員会が実施する講習の受講を希望している場合等を除き、命令執行依頼を行うことができる。

2 命令した旨の通知は、特定小型原動機付自転車命令通知書（別記様式第2号）を送付して行うこととする。

3 命令通知書を送付する際に併せて命令執行依頼をするときは、被命令者に交付する受講命令書を添付するとともに、必要に応じて調査書類の写し等を添付して行うこととする。

（命令執行依頼を受けたときの措置）

第5条 公安委員会は、命令公安委員会から命令執行依頼を受けたときは、被命令者に対し受講命令書を交付するものとする。

2 公安委員会は、前項の規定により受講命令書を交付したときは、特定小型原動機付自転車命令執行通知書（別記様式第3号）により、その旨を遅滞なく命令公安委員会に連絡するものとする。

3 公安委員会は、被命令者が住所地に存在しないときは、特定小型原動機付自転車命令書返送書（別記様式第4号）により、受講命令書を命令公安委員会に返送するものとする。

### 第3章 講習の実施に関する事項

（講習日時の指定）

第6条 講習は、受講命令日から3月を超えない範囲内で期間を定めて、当該期間内において日時及び場所を指定して行うものとする。

（講習の通知）

第7条 講習の通知は、被命令者に対し、特定小型原動機付自転車運転者講習通知書（別記様式第5号）により行うものとする。

（受講人員）

第8条 1回の講習の受講人員は、講師1人に対し、原則として、3人程度とする。

（講習場所）

第9条 講習は、福井県警察が管理する庁舎において行うものとする。

（講習実施責任者）

第10条 講習実施責任者は、交通企画課長をもって充てるものとする。

（講師の選任）

第11条 交通企画課長は、原則として、交通警察に従事する警部補以上の階級にある警察官又は同相当職にある警察行政職員のうちから、交通安全教育の実務経験が豊富な者を

講師として選任するものとする。

(講習の課程)

第12条 講習の課程は、別表「特定小型原動機付自転車運転者講習カリキュラム」のとおりとする。

(講習手数料の徴収)

第13条 交通企画課長は、講習に際して、被命令者から福井県公安委員会等手数料徴収条例(平成12年福井県条例第30号)別表に規定する講習手数料を徴収するものとする。

(特定小型原動機付自転車運転者講習終了証書の交付)

第14条 交通企画課長は、受講者が講習終了後に証明書の交付を求めたときは、特定小型原動機付自転車運転者講習終了証書(別記様式第6号。以下「講習終了証書」という。)を作成して受講者に交付し、副本を特定小型原動機付自転車運転者講習終了証書台帳として保管するものとする。

2 講習終了証書の亡失、滅失又は棄損により、再交付を求めた場合は、特定小型原動機付自転車運転者講習終了証書再交付申請書(別記様式第7号)により申請させた上で、保管している副本の写しを交付するものとする。

#### 第4章 雑則

(警察本部長への委任)

第15条 この規程を実施するために必要な事項については、警察本部長が別に定める。

#### 附 則

この規程は、令和5年7月1日から施行する。

## 別表

特定小型原動機付自転車運転者講習カリキュラム			
時間	項目	内容	教材等
0:00 ～0:05 (5分間)	オリエンテーション	<b>事前説明</b> ○講習についての説明 ・本講習の流れについて説明する。 ・講習を通じ学ぶべき事項について説明する。	・テキスト
0:05 ～0:25 (20分間)	テスト	<b>講習① 交通ルールに係る理解度チェック</b> ○交通ルール等に関する小テスト ・講習開始時における交通ルール等の理解度を小テスト形式でチェックする。	・小テスト
0:25 ～0:40 (15分間)	体験談紹介 (被害者及び被害者遺族等)	<b>講習② 被害者及び被害者遺族等の声</b> ○危険行為が引き起こした交通事故の悲惨さの説明 ・特定小型原動機付自転車事故(又は自転車事故)の被害者及び被害者遺族等の声から、受講者に交通事故の悲惨さを認識させる。 (例)・事故により後遺症を負った被害者自身の体験談 ・特定小型原動機付自転車事故(又は自転車事故)の被害者遺族等の手記	・テキスト
0:40 ～1:00 (20分間)	事例紹介等	<b>講習③ 受講者が犯しやすい違反行為の事例紹介と危険性の疑似体験(又は説明)</b> ○受講者が犯しやすい違反行為が要因の交通事故事例紹介 ・当該受講者の犯した違反行為、小テストの結果に合わせて、類似の違反行為や交通事故事例を選定して紹介する。 ・当該受講者が起こす可能性が高い事故について説明する。 ○交通違反の危険性の疑似体験(又は説明) ・視聴覚教材等により、違反行為の危険性を疑似体験させる(又は説明する)。 (例)・スクエアード・ストレイト教育 ・他の通行者の視点からの見え方	・テキスト ・視聴覚教材 ・事故事例シート
休憩		5～10分程度の休憩	
1:00 ～1:15 (15分間)	体験談紹介 (特定小型原動機付自転車運転者(又は自転車運転者))	<b>講習④ 事故時の特定小型原動機付自転車運転者の責任</b> ○特定小型原動機付自転車事故に伴う社会的責任と人生設計上の影響の説明 ・具体的な事故事例から、特定小型原動機付自転車事故(又は自転車事故)を起こすことに伴う影響を認識させる。 (例)・法令違反により罰則(懲役、罰金等)が科された事例 ・多額の損害賠償責任が生じた事例 ・運転者自身が、後遺症等により人生設計上の制約を受けた事例	・テキスト
1:15 ～1:35 (20分間)	特定小型原動機付自転車の交通ルール遵守の徹底	<b>講習⑤ 特定小型原動機付自転車の交通ルール等</b> ○交通ルール遵守の徹底 ・特定小型原動機付自転車の通行方法に係る交通ルール等についてその根拠とともに確認する。 ・事故を起こさないため、特に留意すべき点について説明する。 ・地域ごと(繁華街、生活道路等)の通行環境及び通行環境が一因となる交通事故について説明する。	・テキスト
1:35 ～2:15 (40分間)	個人ワーク 討議等	<b>講習⑥ 危険行為に関する学習</b> ○受講者が引き起こしやすい事故場面についての危険予測学習 ・小テストの結果に基づき、受講者が起こしやすい事故の場面についての学習シートにより、自分は今までどのような行動をとっていたか、どのような危険要因があったのか、安全に運転するためにどのような行動をとるべきかを受講者に記述させる。 ○学習シートに基づく討議・指導 ・学習シートの記述内容を各受講者に発表させ、自分が犯した危険行為の危険性を認識させるとともに、危険行為に対する考え方、正しい行動の取り方を理解させる。 ・発表に対して、受講者間又は講師との間で討議をして、自らの運転について反省させ、正しい行動の取り方を理解させる。 (例)・危険行為が他の通行者に対し、どのような危険を及ぼしていたか ・危険行為からどのような結果が生じ得るか ・危険行為を犯した原因 ・社会で特定小型原動機付自転車の交通ルールを守るために必要な啓発の在り方	・テキスト ・討議 ・学習シート
時間が余った場合		→危険予測学習の事例を増やして対応	
休憩		5～10分程度の休憩	
2:15 ～2:25 (10分間)	再検査	<b>講習⑦ 交通ルール等に係る理解度の再チェック</b> ○交通ルール等の理解度に関する再チェック ・講習受講後の交通ルール等の理解度を小テスト形式によりチェックする。 ・理解不十分な点がある場合は、講師から再度説明を行い、交通ルール等の習熟を図る。	・小テスト
2:25 ～3:00 (35分間)	総括	<b>講習⑧ 講習の総括</b> ○講習 ・本講習により気付いた事項、安全運転への心構え等について、感想文を作成させ、発表させる。 ・講師が、発表内容について講評する。	・感想文

(様式省略)